

# 第6回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議次第

令和3年3月8日（月）

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について(3月5日政府決定)・・・関連する資料は2～9頁
  - ・従前3月7日（日）であった期限を3月21日（日）に延長
  - ・東京都においては引き続き対象区域に指定
  
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置の期間延長等について・・・関連する資料は10～12頁
  - ・従前3月7日（日）であった期限を3月21日（日）に延長
  - ・従前の実施内容を継続
  
- (3) 東京都の取り組みについて・・・関連する資料は13～24頁  
3月5日（金）開催「(第51回)東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料」より
  - ・段階的緩和期間を設け、飲食店に対し3月31日（水）まで、午前5時～午後9時までの営業時間短縮の要請のほか、飲食店等に対する協力金の支給や、ワクチン接種の都民向け相談センターの設置等を行う。
  
- (4) 「東京都緊急事態措置」を踏まえた北区の対応等について
  - ・区民への不要不急の外出や会食等の自粛、「三密」(密閉・密集・密接)回避の呼び掛け・周知について、現行の取り組みを継続する。  
北区ニュース、北区ホームページ、防災行政無線等による
    - ※防災行政無線については、+午前10時・午後5時50分の1日2回放送を行う。

## 3 閉 会

事務連絡  
令和 3 年 3 月 5 日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 3 項の規定に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の 4 都県を、緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 3 年 3 月 21 日まで延長することとされました。

また、同日、同条第 6 項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙 1 及び 2 のとおりお知らせします。

なお、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針等諮問委員会会長から、「緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての見解」として別紙 3 が提出されましたのでお知らせします。

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県におかれましては、別紙 3 に掲げられている 7 項目の対策について、後日、その項目ごとの取組状況をお伺いする予定ですので、ご承知おきください。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙 1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

（別紙 2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 3 月 5 日変更）

（別紙 3）緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての見解

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第 2 担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086

e-mail g. si mgat ai mfu ru. tai saku001@as. go. jp

## 緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策 についての見解

基本的対処方針等諮問委員会会長  
令和3年3月5日

新型コロナウイルス感染症対策本部におかれては、緊急事態措置が延長された埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県<sup>の知事</sup>に対し、以下で示す基本的対処方針等諮問委員会の首都圏における新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止策に係る見解を伝えて頂きたい。

### 記

首都圏、特に東京都は、

- ・人口規模・密度
- ・社会経済圏の広域性
- ・多くの歓楽街の存在
- ・多様な外国人コミュニティの存在
- ・人々の匿名性

・東京23区等の保健所設置区市の存在による連携の困難さ 等  
の理由により、他の地域と比べ、隠れた感染源としての「見えにくいクラスター」(※1)が発生しやすく、また、クラスター発生<sup>の理由</sup>が把握しにくいことから、感染対策が極めて困難な地域である。

首都圏の感染状況については、

- ①新規報告数が夏の感染拡大後の底値と比べ未だ高く、
- ②日本の新規報告数の過半数を占めており、
- ③新規感染者数の減少速度が鈍化しつつある。

また、医療提供体制については解除の基準を満たしたものの、医療提供体制の負荷の減少について、未だ十分であることが確認されていない。

さらに、首都圏では、人々の意識・考え方が多様であり、国や自治体からの要請への協力が得られにくいこともある。実際、ここにきて人流が再び増加する傾向が見え始めている。

上記諸点を踏まえると、東京都を中心とした首都圏において、リバウンド防止のための体制を強化しないままに緊急事態宣言を解除すれば、

リバウンドが生じてしまう可能性が高い。

したがって、緊急事態宣言の延長期間中に、当該都県は、以下の対策の確実な準備・実施及び体制強化を行って頂きたい。

なお、その際には、「緊急事態宣言解除後の地域におけるリバウンド防止策についての提言」(※2)を参考にして頂きたい。

1. 若者のみならず、高齢の方も含め、地域の皆さんが必要な感染防止策を継続して頂くため、国・専門家とともに、それぞれの方に届くよう一体感のあるメッセージを発信すること。特に、年度の切り替わりの恒例行事は控えるよう注意喚起を徹底すること。
2. 感染リスクが高いと思われる集団・場所を特定し、そこを中心に軽症者・無症状者に焦点を当てた検査(モニタリング検査)を行うこと。
3. 保健所設置区市との連携・強化に更なるリーダーシップを発揮し、広域的な疫学情報の集約・分析を強化すること。また、大都市では隠れた感染源としての「見えにくいクラスター」(※1)が存在する可能性を踏まえ、「深掘積極的疫学調査」(※2※3)を実施すること。
4. 陽性例の一定割合について、自費検査機関の協力も得て、変異株用のPCR検査を迅速に実施すること。また、変異株の感染例が確認された場合には、迅速かつ集中的に積極的疫学調査を行うこと。
5. 新規感染者数やPCR陽性率等も踏まえ、疫学情報の分析により感染拡大の予兆が見られた場合には、まん延防止等重点措置の活用も含め躊躇なく迅速に必要な対策を行うこと。
6. 「高齢者施設職員に対する定期的な検査」(※2)を実施するとともに、高齢者施設において感染者が一例でも確認された場合には、その施設に対して、感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門の支援チームを迅速に派遣できるようにすること。
7. さらに、今回の経験も踏まえ、感染の再度の拡大にも対応できるよう病床の確保や療養者支援など医療提供体制・公衆衛生体制の強化を行うこと。

※1:第16回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言参照

※2:第25回新型コロナウイルス感染症対策分科会提言参照

※3:PCR等検査や濃厚接触者等への”前向き積極的疫学調査”に加えて行う潜在的な感染源を同定するための”後ろ向き積極的疫学調査”

特定都道府県等においては、緊急事態宣言の延長に伴い、催物の開催制限等の適正な運用を実施されたい。

事務連絡  
令和3年3月5日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、  
施設の使用制限等にかかる留意事項等について

今般、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態措置を実施すべき期間を延長し、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、特定都道府県（1都3県）における留意事項等を示す。概要は別紙のとおり。なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。

また、1都3県における緊急事態宣言解除後の取扱いについては、別途通知する。

## 記

### 1. 特定都道府県における催物の開催制限

#### （1）催物の開催制限の目安

令和3年2月4日付け事務連絡1.（1）①のとおり取り扱うこと。

#### （2）人数上限及び収容率要件の解釈

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和2年9月11日付け事務連絡1.（3）及び令和3年2月26日付け事務連絡1.（1）②のとおり取り扱うこと。

### (3) その他留意事項

#### ① 営業時間短縮等の働きかけ

基本的対処方針三(3)3)を踏まえ、令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(I)のとおり取り扱うこと。

#### ② 本目安の取扱い

上記の(1)、(2)及び(3)①については、令和3年2月4日付け事務連絡1.(1)③(II)のとおり取り扱うこと。具体的には以下のとおりとする。

##### 【3月2日以前に販売されたチケット】

当該チケットは、令和2年11月12日付け事務連絡1.の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

##### 【3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間)までに販売されたチケット】

当該チケットは、3月3日から本事務連絡発出まで、及び、本事務連絡発出から周知期間中(最大4日間、3月6日～9日)まで販売された分について、3月2日以前に販売されたチケットを含めても、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)の目安を超えない限りにおいて、キャンセル不要と扱うこと。

##### 【周知期間後に販売されるチケット】

当該チケットは上記(1)、(2)及び(3)①のとおり取り扱うこと。

#### ③ 年度末等に向けて行われる行事等

令和3年2月26日付け事務連絡1.(1)③(III)のとおり取り扱うこと。

### (4) 緊急事態宣言解除後の取扱い

1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

## 2. 特定都道府県における施設の使用制限

令和3年2月26日付け事務連絡2.(1)のとおり取り扱うこと。

なお、本事務連絡1.(4)と同様に、1都3県が緊急事態宣言の対象から除外された場合は、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡2.(2)のとおり、目安等を取り扱うこととするが、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、目安の適用期間等は、別途通知する。

### 3. 特定都道府県における外出の自粛等

令和3年2月26日付け事務連絡3.(1)のとおり取り扱うこと。

### 4. その他留意事項

#### ①特定都道府県以外の都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限及び外出自粛の取扱い

1都3県以外の都道府県においては、引き続き、令和3年2月26日付け事務連絡1.～3.のとおり取り扱うこと。

#### ②感染拡大防止に必要な取組の継続

令和2年11月12日付け事務連絡2.～4.、令和3年2月4日付け事務連絡3.及び4.、令和3年2月26日付け事務連絡4.など、都道府県及び関係各府省庁においては、これまでの事務連絡に示された感染拡大防止に必要な取組を継続すること。

## 施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要

### (基本的な考え方)

- 1/8以降、緊急事態措置として講じてきた取組を徹底する。具体的には、
  - ✓ 緊急事態措置を実施すべき区域においては、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。
  - ✓ 飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する(具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、外出自粛、テレワークの推進等の取組を強かに推進する。)
  - ✓ 業種別ガイドライン等を遵守するよう要請する。

### <施設利用関係>

施設の種類	施設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	・20時までの営業時間短縮、11時から19時までの酒類提供を要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

### <イベント関係>

人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化(あわせて、20時までの営業時間短縮の働きかけ)

#### (その他留意事項)

- 卒業式等については、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討するよう働きかける。
- 飲食につながる謝恩会及びこれに類するものは、自粛を働きかける。また卒業旅行をはじめとする不要不急の旅行も、自粛を働きかける。



## 特定都道府県における緊急事態措置以外の対応

### ＜施設利用関係＞

施 設	緊急事態措置以外の対応
運動施設、遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供</li> <li>・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とすること</li> </ul> の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供</li> </ul> の働きかけ
物品販売業を営む店舗(1000平米超)(生活必需物資を除く。)	
サービス業を営む店舗(1000平米超)(生活必需サービスを除く。)	

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

---

令和3年3月5日

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

---

## 1. 区域

都内全域

## 2. 期間

令和3年3月8日（月曜日）0時から3月21日（日曜日）24時まで

## 3. 実施内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### **（1）都民向け：日中も含めた不要不急の外出自粛**

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請  
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

### **（2）事業者向け：営業時間の短縮、催物（イベント等）の開催制限**

- ・施設管理者（次頁「①施設の使用制限」に掲げる施設）に対して営業時間の短縮を要請するとともに、業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
- ・イベント主催者等に対して規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催等を要請（法第24条第9項）

## 2. 緊急事態措置（施設の使用制限・イベントの開催制限）等の概要

### <① 施設の使用制限>

（下線については、特措法に基づく要請）

施設の種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>営業時間短縮を要請</u> （営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで）</li> <li>・ <u>業種別ガイドラインの遵守を要請</u></li> <li>・ 令和3年3月8日（月）0時～3月21日（日）24時</li> </ul>
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	

### <※ 緊急事態措置以外の対応>

施設の種類	内容
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需物資を除く。）、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館、サービス業を営む店舗（1,000平米超）（生活必需サービスを除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20時以降の営業時間短縮、酒類提供は11時から19時までを協力依頼</li> <li>・ 業種別ガイドラインの遵守を協力依頼</li> <li>・ 令和3年3月8日（月）0時～3月21日（日）24時</li> </ul>
イベント関係の施設である、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設、遊技場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下を協力依頼</li> <li>・ 令和3年3月8日（月）0時～3月21日（日）24時</li> </ul>

### <② イベントの開催制限>

（下線については、特措法に基づく要請）

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化</u>（あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼）</li> <li>・ 令和3年3月8日（月）0時～3月21日（日）24時</li> </ul>

# 営業時間短縮の要請（飲食店）

## 緊急事態宣言期間

期 間：3月8日(月)～3月21日(日)

営業時間：朝5時～20時(酒類の提供：11時～19時)

## 段階的緩和期間

期 間：3月22日(月)～3月31日(水)

営業時間：朝5時～21時

# テレワークの実施

「出勤者数の7割削減」に向けて、

- ✓ 1都3県共同の「**テレワーク集中実施期間**」を3月21日まで延長
- ✓ 「**週3日・社員の6割以上**」のテレワークや時間単位のテレハーフ等の活用

➤ **トコトン** テレワーク

# 「テレワーク導入緊急相談ダイヤル」の開設

## テレワークに知見のある専門家による無料電話相談

### ○開設期間

令和3年3月11日（木）から3月31日（水）

### ○対応時間

平日 9:00～17:00

### ○相談受付（ワークスタイル変革コンサルティング事務局）

**03-6327-1797**

## 「TOKYOテレワークアワード」の表彰

- 「東京ルール宣言企業」を対象に、  
モデル的・先進的な事例を表彰
- 大賞 2社 (大企業1社、中小企業1社を予定)
- 推進賞 20社
- 発表 3月15日(月)



# 都の施策

3本柱	施策
都民への お願い	不要不急の外出自粛 >「トコトン ステイホーム」 >都県境をまたぐ移動自粛
	会食の自粛 >歓送迎会、謝恩会、ランチ会等の自粛 >食事の際は「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」
	基本的な感染防止対策の徹底 >あらゆる場面で、手洗い、マスク着用 >こまめな消毒、換気
事業者への お願い	テレワークの徹底 >「トコトン テレワーク」 >テレワーク導入緊急相談ダイヤル >TOKYOテレワークアワードの表彰
	営業時間の短縮要請、協力金支給
都の対応	都立施設の休館、都立公園の駐車場利用制限
	一時宿泊施設の提供
	感染再拡大の防止に向けた対策 >民間検査機関も活用した変異株の監視体制強化 >ワクチン接種の都民向け相談センターの整備
	高齢施設等における検査拡大

# 協力金

延長した緊急事態措置期間及び段階的緩和措置期間における営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対し、協力金を支給

- **対象期間 令和3年3月8日(月)~31日(水)【24日間】**
- **支給額 一店舗あたり 124万円**

- ※ 緊急事態宣言が3月21日で解除されることを前提とした支給額
- ※ 3月22日以降の要請対象地域等は後日公表予定

# 令和2年度最終補正予算（追加提案）

営業時間短縮に係る

感染拡大防止協力金 1, 548億円

# 都立施設等の対応

## ・ 都立施設の休館期間を延長

桜花期に向けた新たな人流抑制・密集防止対策

**3月6日（土）から順次実施**

- 全ての都立公園で酒類を伴う宴会、飲食等を禁止
- 花見客で賑わう特定エリアの立入禁止措置  
【上野、井の頭、代々木 等】

# 緊急的な一時宿泊場所の提供

## ○ビジネスホテルの受付期間を延長



- **対 象** 住まいを失った方
- **受付期間** 緊急事態宣言期間中（～3月21日（日））
- **受 付** TOKYOチャレンジネット
- **問合せ先** 0120-874-225  
0120-874-505（女性専用）

# 高齢者施設等における検査の拡大

➤ 高齢者施設等で集中的に検査を実施（2～3月）

現在の対象

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等 約760か所、約5万人



**施設種別の拡大（約1,500か所、約5万人）**

介護療養型医療施設、有料老人ホーム、認知症高齢者GH等

➡ **日本財団の協力を得て、検査を実施**

# 緊急事態宣言の延長に係る一都三県共同取組（概要）

## 延長期間中

- ✓ 県民・都民向け: 不要不急の外出自粛  
「マスク飲食」「ランチの時もマスクを」、花見自粛、テレワークの徹底
- ✓ 事業者向け: 時短要請（時間:20時まで 協力金:6万円）

## 解除後の段階的緩和期間

- ✓ 事業者向け: 時短要請（時間:21時まで 協力金:4万円（一律））

※その他の事項（不要不急の外出自粛、テレワークの徹底）については、別途調整

## 国への要望

- ✓ 財政支援や水際対策等を今後国に要望